

## 長野県看護大学個人情報の取扱い及び管理に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年個人情報保護委員会）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号。以下「条例」という。）の規定に基づき、長野県看護大学（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法の定めるところによる。

### (管理体制)

第3条 本学における個人情報の取扱いに関する総括責任者（以下「総括責任者」という。）を学長とする。

- 2 個人情報取扱事務を統括させるため、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 個人情報取扱事務を執行させるため、個人情報保護推進員（以下「推進員」という。）を置き、本学の業務のうち、教職員の人事労務、財務、研究等に係る個人情報においては総務課長を、学生情報、教務システム、学修支援システム、教育等に係る個人情報においては教務・学生課長をもって充てる。
- 4 推進員は、学部、研究科、看護実践国際研究センター、附属図書館等と連携して事務を執行する。

### (推進員の事務)

第4条 推進員は、管理者の指示により次に掲げる事務を行う。

- (1) 個人情報の収集及び利用・提供の事務に関すること。
- (2) 個人情報の適正管理に関すること。
- (3) 個人情報保護研修の実施に関すること。
- (4) その他、総括責任者及び管理者が指示する事項に関すること。

### (取得の制限)

第5条 個人情報を取得するときは、本学の業務を遂行する目的のため必要な場合に限り、あらかじめ個人情報の利用目的を明確にし、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

### (個人情報の利用及び提供の制限)

第6条 個人情報の利用目的以外の目的のために、個人情報を本学の内部において利用し、又は本学以外のものに提供してはならない。ただし、法の規定により、個人情報の利用目的以外の目的のため個人情報を利用し、又は提供する場合は、その目的達成のため必要最小限の範囲の情報に限定するものとする。

### (適正管理等)

第7条 教職員は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個

人情報を正確かつ最新の状態に保ち、個人情報の適正な管理に努めなければならない。

- 2 総括責任者は、教職員による個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 推進員は、個人情報が記録された文書について、その所管する組織における取扱場所、取扱手続、取り扱うことができる教職員その他の適切な管理に必要な事項を別に定めるものとする。
- 4 情報システムにおける個人情報の適切な管理については、長野県情報セキュリティポリシーに基づき、情報システムにおけるセキュリティシステムの整備やアクセス制限等の管理運営上の取扱い及び電子機器やデータ保存媒体の管理・取扱い等について、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 情報を管理する教職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている文書を保有する必要がなくなったとき（歴史的資料として保存することが適当と認められたときを除く。）、溶解、裁断、消去その他適切な方法で廃棄を行うものとする。

（委託等に伴う措置等）

第8条 個人情報取扱事務を外部の者に委託する場合は、法に定めるもののほか、長野県の個人情報取扱事務委託基準により、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

（外的環境の把握）

第9条 推進員は、本学の保有する個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（学術研究目的の例外措置）

第10条 法に定める学術研究目的の例外措置の適用については、倫理委員会、研究推進委員会及び運営委員会において審議後、学長が決定する。

（事案の報告及び再発防止措置）

第11条 個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の個人情報の安全確保の上で問題となる事案が発生した場合は、その事実を知った教職員は、速やかに管理者に報告しなければならない。

2 管理者は、推進員を通じて速やかに調査を実施し、次の事項を総括責任者へ報告するものとする。

- (1) 発生経過・原因
- (2) 漏えい文書等の内容
- (3) 事故後の対応
- (4) 再発防止策

3 管理者及び推進員は、総括責任者の指示に従い、流出した個人情報を回収し、事案に係る本人への必要な対応等を迅速に行うものとする。

4 総括責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるとともに、被害の拡大防止等のため、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び対応策を公表するものとする。

5 総括責任者は、個人情報の漏えい等に関して、県の個人情報保護担当課及び情報セキュリティ担当課、並びに個人情報保護委員会へ必要な報告を行うとともに、本人に対し、個人情報保

護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。

(研修の実施)

第 12 条 総括責任者は、必要に応じ、個人情報を取扱う業務を担当する教職員に対し個人情報保護に関する研修を実施するものとする。

(県組織としての法令適用)

第 13 条 法第 58 条及び法第 125 条により、個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第 75 条）、開示、訂正及び利用停止（法第 5 章第 4 節）、行政機関等匿名加工情報の提供等（法第 5 章第 5 節）に関する事務については、県の機関に適用される法令の規定に基づき取り扱う。

(個人情報の取扱いにおける協議)

第 14 条 総括責任者は、個人情報の取扱い等に関して疑義がある場合は、必要に応じ、個人情報保護委員会と協議するものとする。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。